

## キッズホームてんとうむし運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人慶成会が設置する事業所内保育事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 キッズホームてんとうむし
- (2) 所在地 浜松市中央区花川町 819

(事業の目的)

第2条 キッズホームてんとうむし(以下「当園」という。)は、特定地域型保育事業所の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な特定地域型保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定地域型保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提供する特定地域型保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定地域型保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長(園長、管理者等) 1人  
施設長は、特定地域型保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 保育士 4人以上(常勤換算)  
保育士は、保育計画及び全体的な計画の立案とその計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (3) 嘱託医(健康診断等) 1人  
東山診療所 浜松市中央区大山町 2841-1
- (4) 嘱託歯科医(歯科受診) 1人  
天野歯科医院 浜松市中央区栄町 8-4

(特定地域型保育を行う日)

第6条 当園の特定地域型保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

- 2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。
  - (1) 年始給日(1月1日から1月3日)
  - (2) 年末休日(12月29日から12月31日)
  - (3) 日曜日

(特定地域型保育の提供を行う時間)

第7条 特定地域型保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 上記のほか、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、保育標準時間認定については午後6時00分から午後7時00分、保育短時間認定については午前7時00分から午前8時30分、午後4時30分から午後7時00分の範囲内で延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園は、浜松市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年浜松市規則第75号)第10条第2項及び第3項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、前項に定めるもののほか、特定地域型保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用を保護者から徴収する。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	計
地域枠	3人	3人	3人	9人
自社従業員枠	3人	3人	3人	9人
合計	6人	6人	6人	18人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けた時は、これに応じる。

2 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定地域型保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。ただし、当該年度の中で3月31日までは保育を行うものとする。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申し出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、特定地域型保育の提供の行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すると共に、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の個人情報等を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定地域型保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた時は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 苦情の内容等の記録

(4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての重要事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育園の管理に必要な事項は、当園がその都度定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

別表 1

費用の種類	徴収額	徴収の目的
保育材料費	月額 410円～	絵本代
延長保育利用料	月額 3,000円 15分毎 150円	延長保育内容充実のため
保険料	年額 315円	傷害保険
シール帳・シール	実費	保育上必要なため
連絡帳（乳幼児用）	実費	保育上必要なため
おたんじょうびカード	実費	保育上必要なため
カラー帽子	実費	保育上必要なため
おたよりばさみ	実費	保育上必要なため
コットシート （昼寝用シート）	実費	保育上必要なため

※実費の場合の金額については、「その他の費用の説明に関する同意書」により説明する。